

# 「東海琅邪郡界域刻石」をめぐって

～中国古代の海上交通と航路標識

村松弘一

## 一、はじめに

中国大陸の山東半島の南の付け根に位置する江蘇省連雲港市は黄  
海に面した良港であり、また、大陸の東西を結ぶ鉄道「隴海線」の  
東の終着点である。山東半島には入江が分布し、現代まで青島や威  
海、煙台など著名な海港が多く存在する。それに対して、山東半島  
より南の黄海沿岸は、淮河や黄河から流れ出た泥土が長年にわたっ  
て堆積し、この連雲港から南には長江河口に至るまで、大きな海港  
は存在しない。連雲港は二千年前の秦漢時代にあっても南北の海の  
道と東西の陸の道が交差する重要な地点であった。連雲港と呼ばれ  
るようになったのは近代以降のことで、唐から清代までは海州、そ  
の前の漢代には東海郡胸県であった。『史記』秦始皇本紀に「於是  
立石東海上胸界中、以為秦東門」と胸の記述がみえ、秦代から集落  
が存在していた古い都市である。

一九八〇年代から九〇年代にかけて、この連雲港から三つの漢・

新代の重要な文字資料が発見された。第一は一九九三年に地下から  
発見された尹湾漢墓漢牘であり、第二は一九八七年に発見された  
「羊高頭刻石」、第三は一九九九年に発見された「蘇馬灣刻石」であ  
る。いずれも前漢末から新代という非常に近接した時期の資料であ  
る。<sup>(1)</sup> 尹湾漢墓漢牘には「東海郡吏員簿」・「東海郡下轄長吏名籍」等  
と称される資料があり、そこから漢末の東海郡の行政組織、県およ  
び官吏の配置、役人の出張日記など詳細な情報を読み取ることがで  
きる。そのため、発見当初から多くの学者による研究蓄積がある。<sup>(2)</sup>

「羊高頭刻石」「蘇馬灣刻石」は、「東海琅邪郡界域刻石」と総称さ  
れ、東海郡胸県と琅邪郡柜県間の行政区画を分ける「界域刻石」  
と一般的には認識されている。連雲港市文管会弁公室・連雲港市博  
物館「連雲港市東連島東海琅邪郡界域刻石調査報告」<sup>(3)</sup>はふたつの刻  
石を総合的に分析した最初の論文であるが、東海郡と琅邪郡の境域  
を示す刻石という意味づけとともに、海<sup>(4)</sup>の境界線をわける「海疆境  
域刻石」であるとも意義づけられている。また、鶴間和幸は始皇帝の東

方巡行に関する調査論文のなかで「羊窩頭刻石」について言及し、刻石は東連島が北の琅邪郡と南の東海郡胸臬との境界に位置していることを物語っていると述べている。ただし、現地調査時にはまだ「蘇馬灣刻石」は発見されておらず、二つの刻石がなぜ置かれたのかについてのその後の見解は述べられていない<sup>(5)</sup>。また、佐竹晴彦は、海面は琅邪郡の柜臬、陸部は東海郡の胸臬に属するという境界石の機能とともに、この境界石を起点に東は無限に、西は況其臬に至る緯度の線を確定する役割を持っていたと考え、さらに東西に走る緯度の線としての「高陌」によって胸臬と柜臬の境が区画されていたと解釈する。それはまた、当時、一般的に東西の経度のごとき直線的な境界線、南北の緯度の如き直線的な境界線を表示するいわゆる領域刻石によって臬と臬の間の境界が確定されていたとも推測している。このように二つの刻石について、いくつかの独自の解釈は見られるが、総じて、二つの刻石を郡と郡、臬と臬の境界を示す刻石であるという点については一致している。

しかし、郡の境域を示すのならば、なぜ2kmという近接した場所に二つの刻石が作られたのだろうか。そして、もうひとつ、なぜこれらの刻石以外に秦漢時代の郡臬境界を示す刻石が発見されていないのだろうか。これらの根本的な問題について、これまでほとんど議論されてこなかった。そこで本稿では、まず二つの刻石の刻文を分析し、つぎに石刻周辺の古代の地理環境と置かれた場所の意味、そして、石刻と水上交通路の關係から刻石が造られた意義を考えてみたい。

## 二、東海琅邪郡界域刻石の発見と銘文の分析

まず、二つの刻石の発見状況と銘文の分析をおこないたい。先に発見された「羊窩頭刻石」は、一九八七年、連雲港市東北の東連島の東端、灯塔山羊窩頭北斜面の海面から約8mのところまで二つに割れた状態で見つかった。この刻石は琅邪郡と東海郡の境界を示す石として話題になったが、海の波の影響で表面が摩滅し、「東海郡胸」や「琅邪郡」「界石分高」「西直」「界東」「無極」などいくつかの文字が断片的に確認できるだけで、全体の文意を理解できるような状況にはなかった。ところが、その一二年後の一九九九年、羊窩頭刻石の西、約2kmの蘇馬灣で新たに「蘇馬灣刻石」が発見された。こちらの刻石は割れておらず、「羊窩頭刻石」に比べて文字の判読可能で、さらに始建国四年の紀年も見られる。「羊窩頭刻石」と「蘇馬灣刻石」の字体は似ており、刻された時期は近いように思われる。では、二つの刻石には何が書かれていたのだろうか。まず、両刻石の拓本および注釈書の釈文を参考にして、筆者が釈読した刻文は次頁のとおり<sup>(7)</sup>。「蘇馬灣刻石」は一行あたり四〜六文字、二二行、合計六〇文字で構成されていて、文字の大きさは一定ではない。一方、「羊窩頭刻石」は二行あたり五文字から八文字、八行、合計四一文字で構成されていて、こちらも文字の大きさは一定ではない。後に発見された「蘇馬灣刻石」の文字の方が解読しやすく、また、字数も多いことから、先に「蘇馬灣刻石」、そののち「羊窩頭刻石」の釈読を進めることとしたい。

8	7	6	5	4	3	2	1	羊窩頭刻石	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	蘇馬湾刻石
無極	界東各承	與柜分高頂為	柜西直況其胸	因諸山□以	界與□界盡□	琅邪郡柜為	東海郡胸與		治所書造	使者徐州牧	二月朔乙卯以	始建國四年	各承無極	頂為界東	胸與柜分高	柜西直況其	屬胸水以北屬	界因諸山以南	琅邪郡柜為	東海郡胸與	

図1 蘇馬湾刻石拓本（『連雲港石刻調査与研究』二〇一五年）

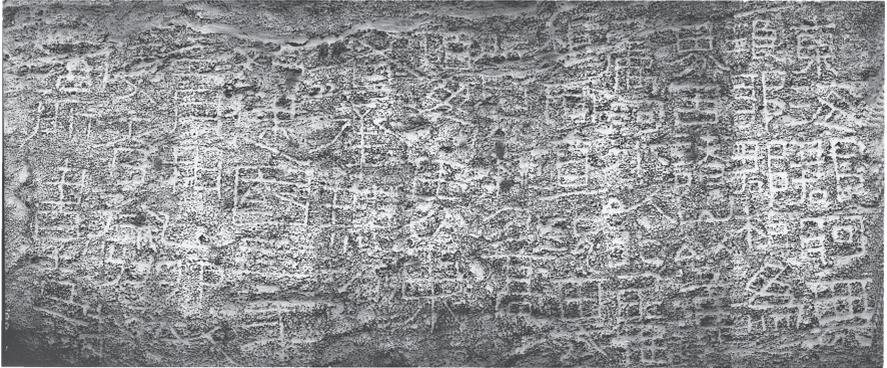


図2 羊窩頭刻石拓本（『連雲港石刻調査与研究』二〇一五年）



衛星写真 1 東連島の二つの刻石の位置



画像処理：東海大学情報技術センター データ：Landsat8 2017/02/11 撮影

写真 1 蘇馬湾刻石① (二〇一六年筆者撮影)

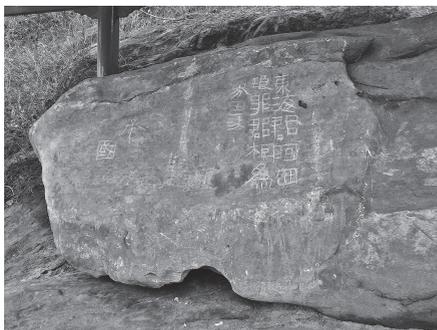


写真 2 蘇馬湾刻石② (二〇一六年筆者撮影)

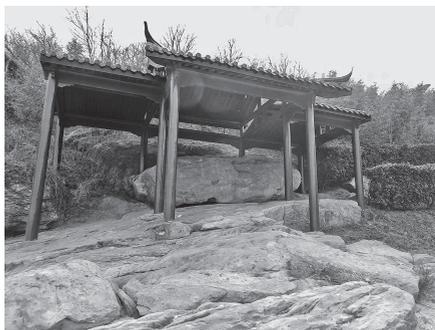


写真 3 羊窩頭刻石① (二〇一六年筆者撮影)



写真 4 羊窩頭刻石② (二〇一六年筆者撮影)



まず、蘇馬湾刻石の釈文を内容に従って区切り、刻文全体の文意を確認する。

①東海郡胸與琅邪郡柎為界。

(東海郡胸是琅邪郡柎與と界を為す)

東海郡は漢の高祖の時に設置され、前漢末には郟県(現在の山東省郟城県)を郡治として三・八県が設置されていた(『漢書』地理志)。現在の山東省棗莊市の西、臨沂市・東海県、江蘇省邳州市の南までを郡域とする。胸は、秦の東門が立てられたところで、秦代には存在していたと考えられる。漢代には鉄官が置かれ(『漢書』地理志)、尹湾漢墓簡牘「東海郡吏員簿」によれば周辺の伊盧や郁州には塩官が置かれている。『後漢書』郡国志には「胸 有鉄、有伊盧郷」とあることから、胸は塩官・鉄官が置かれ、この地域の重要な都市であったと言える。胸の位置に関しては、北魏時代の『水経注』卷三十淮水注に「(游水) 又逕胸山西。山側有胸故城。」とあり、游水(現在の薔薇河)の東、胸山(現在の錦屏山)の間に漢代の胸県(胸故城)があったと考えられる。

琅邪郡は秦の時に置かれ、前漢末には東武県(現在の山東省諸城県)を郡治として、五一県が設置された。始皇帝は二回目の巡幸の際、琅邪台に至り、大いに楽しみ三ヶ月間も滞在したという(『史記』秦始皇本紀「大楽之、留三月」)。現在の日照市、諸城県の南、沂南の東を郡域とする。柎は『漢書』地理志に「柎、根文水東入海。莽曰柎同」とある。『中国歴史地図集』の柎は現在の青島市、膠州湾の西岸に比定している。おそらく、『水経注』膠水注の「斯乃拒文水也。水出拒県西南拒文山……東北流逕拒県故城西……又東北流

……又東入海」とある拒県を柎県、膠水水系の拒文水を根文水とし、膠州湾へ入る河川と考えたため、その位置に比定したのでろう。ただし、『後漢書』郡国志には北海国に拒県がみえ、これを前漢の琅邪郡の柎とするという見方もあり、また、前漢の膠東国の挺県とする説など、諸説ある<sup>(9)</sup>。この刻石では、東海郡胸県と境界を隔てた隣に柎県がなければ文意が通じないことになるから、柎は膠州湾ではなく、胸県に限りなく近いはずである。再び、『水経注』の別の記載に注目すると、『水経注』泲水注に「泲水出于楚之柎地……東南流逕偃陽縣故城東北……柎水又東南、乱于沂而注流、謂之柎口、城得其名矣。東南至胸県入游、注海也」とみえる。この柎水という河川は胸県の西方の偃陽縣故城、現在の徐州の北から東南方向へ流れ、柎口で泲水と合流し、胸県で游水に入り、海に注ぐことになる。「柎」と「柎」とでは、音は異なるが、「且」と「巨」の字体の形状が似ている。柎口には城も築かれており、ここが柎である可能性を考えたい。それであれば、東海郡胸県と琅邪郡柎県は境界が接することとなる<sup>(10)</sup>。

②因諸山以南屬胸、水以北屬柎。

(諸山以南因って胸県に属し、水以北は柎県に属す)

諸山はそれより南が胸に属することになるから、胸の北に分布する山々を指す。ひとつは錦屏山(胸山)であるが、諸山とあることから、そこから東北方向に連なる孔望山・花果山・雲台山・東西連山までの山並み(後述するように、漢代は島々であったが)を示すのであろう。それらよりも南は胸県の領域に含まれたのである。それに対し、水以北は柎に属すとあり、①の分析で、柎県附近には

粗水・流水・游水の流れが合流し、胸県を経て海に入るようになるので、これら三河川以北が柜県および琅邪郡の領域となる。

③西直況其、胸與柜以高頂為界、東各承無極。

(西は況其に直り、胸県と柜県は高頂を以て界と為し、東各の無極を承く)

胸県・柜県の境界線の胸山・遊水ラインを西に延ばすと、況其県にあたるという。東海郡況其県とは『漢書』地理志にみえる祝其県のことである。尹湾漢墓簡牘「東海郡吏員簿」にも「況其」とあることから、前漢末から新代にかけては「況其」が実際に使われていたであろう。また、『漢書』地理志には、祝其県は王莽期には猶亭と改称したとある。県を亭としたのは天鳳元年(一四年)の県・道の境界を再区画し、さらに三六〇の郡・県に「〇〇亭」とした時<sup>(12)</sup>と考えられるから、蘇馬湾刻石が刻された始建国四年にはまだ「況其」であった。この況其に至るまでに「高頂」を胸県と柜県の境界としたとある。『漢書』地理志には「祝其県の南に羽山がある」とあり、この羽山の尾根が境界線ということになろうか。現在の東海県の北西一六km、郟城県の東三〇kmのところ<sup>(13)</sup>に羽山風景区と名付けられている海拔二二〇mの丘陵がある。東西一・八km、南北一kmほどの小さな丘陵である。漢代の胸県の西北四五kmに位置する。胸県西の薔薇河(游水)の海拔は五mほどで、羽山の周囲まではなだらかな平地が続いている。平地から羽山を見ると、突出したひとつの頂としてとらえることはできる。羽山風景区から、東へと直線を延ばすと游水を経て花果山に至る。『中国歴史地図集』では祝其県は現在の莒南県の南、東海郡の北の境界線にあるとされているが、羽

山との関係を考えてみると、もう少し南にあってもよい。一方、東には黄海が広がっており、それゆえ、刻文には胸県と柜県の境界は「無極」すなわち区切りがないと記されている。

④始建国四年二月朔乙卯、以使者徐州牧治所書造。

(始建国四年二月朔乙卯、使者の徐州牧治の書造する所を以てす)

徐州は、前漢時代には琅邪・東海郡・楚國・広陵國(『漢書』地理志)、後漢時代には郟を治所として広陵郡・下邳國・彭城國・琅邪國・東海郡(『後漢書』郡国志)を管轄した。前漢時代の州制は形骸化していたが、前漢末の成帝・綏和元年(前八年)には州牧制が導入され、哀帝建平五年(前五年)には再び州牧から州刺史に復されるが、哀帝の没年、平帝即位の元寿二年(前一年)に州牧となり、そのまま王莽期にも州牧制度は継承された。<sup>(15)</sup>この刻文に州牧とあるのは、それを反映している。さらに、この刻石が刻まれた始建国四年(紀元後一二年)は、王莽が『書経』禹貢の記述に従って全國を九州として再設定した年である。<sup>(16)</sup>それ故、石刻を設置し、九州分割をアピールした可能性も考えられが、同じような郡県領域を示す刻石が他所では発見されていないことや付近からもうひとつの「羊高頭刻石」も発見されていることから、両者を結びつけることは難しいと思う。

後漢時代の徐州牧の治所は東海郡治の郟県であることから、本刻石の使者も郟県の徐州牧の治所から来たと考えられるが、刻された石は、周囲の石と同じような材質のもののように見られることから、刻石の本文を徐州牧治所より持ってきて、ここで使者が刻したのではないかと思われる。



蘇馬湾と同じく、西は況其、東は「無極」とある。

このように「羊窩頭刻石」は「蘇馬湾刻石」と比較すると、①②③の刻文はほぼ同内容で、④の刻された年月と作成者の記載のみがないということがわかる。こちらの刻石でも況其と見えることから、王莽によって祝其が猶亭と改名された天鳳元年（一四年）よりも前、蘇馬湾刻石が刻された始建国四年とほぼ同じ時期に設置されたと考えられる。すなわち、ほぼ同内容の刻石が、2kmの間隔をあけて、同じ島の同じ方角に向けて立てられていることになる。なぜか。この問題を考えるためには、つぎに刻石周辺の古代の地理環境の復元から見てゆかねばならない。

### 三、東海郡胸臬周辺の自然環境の復元

筆者は二〇一六年・二〇一七年の二回にわたって連雲港市を訪れた。当初の目的は東海大学情報技術センターの恵多谷雅弘氏とともに、『史記』秦始皇本紀に「於是立石東海上胸臬中、以爲秦東門」とある、「秦の東門」をさがすことにあった。東門の確定のために、私たちは離山にあったとされる「西門」や北方に建設された直道の北端、そして首都の咸陽や始皇帝陵と各地のフィールドワークをおこなった。そして、私たちはリモートセンシングデータを用いた解析や『太平寰宇記』の記述から推測し、「秦の東門」は孔望山と錦屏山の間が存在していたのではないかと結論づけた。<sup>(18)</sup>孔望山の南麓には後漢時代の摩崖が刻されている。その画像には、道教関係の人物や仏教関係の「涅槃図」「坐仏」「立仏」「置羅漢」「樂舞」「力士」「宴飲」など宴会図、さらには「胡人」「胡人正面側臥」「舍身

飼虎」など様々なテーマのものが見られる。<sup>(19)</sup>さらに、麓に下りると、カエルや象の石像や饅頭石と呼ばれる巨大な石像が転がっている。このように孔望山からは石刻に適した石材が採取できる。また、後漢代には、この孔望山の南の錦屏山の間、東海廟碑が立てられた可能性が想定される。<sup>(20)</sup>まさに、秦の東門は石を立てて造られたのであるから、石が豊富な孔望山は絶好の候補地である。

ただ、もし、この孔望山と錦屏山の間、秦の東門があったとするならば、そこは「東海上」でなくてはならない。現在、その場所から連雲港の海岸線までは、およそ三〇kmであり、「東海上」つまり海のほとりであったと言いがたい。孔望山の標高は一二三m、錦屏山（胸山）は標高四〇〇mである、その真東には標高二一三mの平地が海岸に至るまで続く。錦屏山から東北方向を眺めると、江蘇省最高峰の標高六二四mの玉女峰を有する南雲台山（前雲台山）、すなわち花果山がある。花果山は孫悟空の生まれ故郷として観光地化されているが、山内には郁林觀石刻群（飛泉村）・花果山前頂石刻群（照海亭南側）・花果山後頂石刻群などの石刻群が点在し、唐から清代までの刻石が存在する。<sup>(21)</sup>花果山の東北には中雲台山・北雲台山（後雲台山）が連なっている。北雲台山はかつて宿城山（現在の宿城郷）や高公島と呼ばれ（現在の高公島郷）、山の北側から西側の北固山にかけて、東西一〇kmにわたるコンテナ港が整備され、連雲港の表玄関となっている。この連雲港の港と海を隔てた北に鷹游山、すなわち二つの刻石が置かれた東連島が位置する。現在は北固山から西連島まで橋（堤防）でつながっている。この北雲台山―北固山―堤防（橋）―東西連島がひとつとなって入江を形成し、巨

大な海港が造られている。錦屏山・孔望山―花果山（前雲台山）―中雲台山―後雲台山―（海）―鷹游山（東西連島）の一連の山並みは雲台山と総称され、霧のかかった日には、薄雲の先に山が島のように続いているように見える。まさに、「連雲」港であることを実感できる。

では、刻文が記された二千年前の連雲港の景観はどうだったのだろうか。『水経注』淮水注には「游水）又逕胸山西。山側有胸臬故城。：東北海中有大洲、謂之郁洲。」とある。胸臬・胸山の東北には海中に大きな洲すなわち島があり、それは「郁洲」と呼ばれたという。この「郁洲」は『山海経』海内東経にも「都州在海中、一日郁洲」とみえる。その後、明・隆慶年間（一六世紀末）刊『海州志』の「海州総図」においても、海州城の東の孔望山の麓まで海が入り込み、前・中・後雲台山はひとつの島で、内部には東海城が置かれている。東海城の南に港があり、北には鷹游山が現在と同じように雲台山とは別の島として描かれている。それに対して、嘉慶一六年（一八一一年）刊『海州直隸州志』「海州疆境図」では雲台山まで地続きであることが確認出来る。すなわち、この間に游水（蒼薇河）の土砂が堆積し、郁洲、すなわち前・中・後雲台山が陸地となることがなったのである。その時期については、清・康熙帝五〇年（一七一一年）に前雲台と大陸がつながり、咸豊四年（一八五五年）前後に中雲台と後雲台が大陸と一体化したと考えられている。

では、二千年前の海岸線とどのようであったのだろうか。地方誌の地図はデフォルメがかかっており、実際の位置や入江の大きさ

などの判断が難しい。そこで、海拔に基づいて洪水の被害を探る Flood Map というWEBサイトを利用して、試みに海面が上昇した場合を確認してみる。<sup>(23)</sup> 海面が二m上昇した場合を想定すると、雲台山が島になるが、胸山も大陸とは地続きにならず、海中の島となってしまう。<sup>(24)</sup> 海岸線はより西側、現在の東海県のすぐ東に至ることになる。つぎに海面が一m上昇したと想定すると、かろうじて胸山は大陸とつながり、海岸線も胸山から南へと続いていることがわかる。この結果に、Google earth および『中国歴史地図集』など複数の地理情報をもとめると、地図1のような海岸線が見えてくる。

Flood Map の水面を上下させ、衛星写真とも比較しながら、海岸線から海港に適した入り江を考察してみると、現在より一m程度の上昇では、胸山と孔望山はその間のくぼみには水は浸水せず、両山は一かたまりの丘陵となり、入り江は孔望山の北にあると考えられる。南雲台山、すなわち花果山では、東南部の秀龍山の麓が入り江、また、南雲台山と中雲台山の間も入り江状を呈している。北雲台山は宿城が大きな入り江となっている。東連島は蘇馬湾が北に向けた入り江となっている。これらの入江が物資を集散させる海港として、また、風待ちの港として機能していたと考えられる。

このように、ふたつの刻石が発見された東連島は、錦屏山・孔望山―花果山（南雲台山・前雲台山）―中雲台山―北雲台山（後雲台山）―（海）―鷹游山（東連島）の一連の「島々」の東北端に位置することとなる。東海郡胸臬付近を南北に航行する船は、必ずこの島を目にしていたにちがいない。乾隆年刊の『山東通志』には「鶯遊山。自江南海州安東界入山東境、海道第一程也。東為鶯遊山、西

衛星写真3 現在の連雲港



画像処理：東海大学情報技術センター データ：Landsat8 2017/02/11 撮影

衛星写真4 朐山の周辺



画像処理：東海大学情報技術センター データ：Landsat8 2017/02/11 撮影



為孫家島。兩山對峙如門。船所必由、又謂之應由門。」とある。<sup>(26)</sup>この鶯遊山は鷹遊山のことで、ここは安東、すなわち淮河中流の漣水から山東に入り、海へと出る場所、東の鶯遊山（東連島）と西の孫家島（西連島）は二つの山（島）が対峙しており、門のようになっていて、船が必ず經由するところとなっており、應由門とも呼ばれていたという。このような、船が行き交う場所に立てられたふたつの刻石は何を意味するのか。次節で検討したい。

#### 四、中国古代の海上交通と航路標識としての郡界域刻石

ここでは、まず、ふたつの刻石のまわり、特に東海郡胸臬（唐代は海州）を經由して南北に航行する船の航路について史料から復元してみたい。関連史料は限られるが、『史記』秦始皇本紀で秦代の状況、『水経注』淮水注で漢から北魏の状況、『入唐求法巡礼行記』で唐代の航路を考えてみたい。

##### 『史記』秦始皇本紀の記載から

始皇帝は天下統一後、五回にわたって大規模な巡幸を実施した。<sup>(26)</sup>ひとつめは、秦の始皇帝の第五回目の巡幸である。『史記』秦始皇本紀には「還過呉、從江乘渡。並海上、北至琅邪。」の記載がある。始皇帝は錢塘江南岸の会稽（現在の紹興）から太湖のほとりの呉（現在の蘇州）を通過し、長江沿岸の江乘（句容）で長江を渡り、「並海上」（海上に並行）して北に行き、琅邪に至ったという。江乘で長江を渡ったのは、その北岸から自然の湖を接続した邗溝を経て、淮水へと入るルートを通ったことを意味する。淮水に至ってからは「並海上」することになるが、そのルートには海上ルートと内陸運

河ルートの二つが考えられる。海上ルートは淮水を下り、黄海へ出て、北へと向きを変え、海岸線に沿って北上し、胸臬を左手に見て、さらに北上し、琅邪に至る経路。内陸運河ルートは淮河を少し下り、游水に入り北上し、胸臬に至り、そこから黄海に出て、北上し琅邪に至る経路である。始皇帝がいずれのルートを採用したのかはわからないが、どちらの場合も胸臬を通過したことは確実である。また、秦の二世皇帝も始皇帝を継承し東方へ巡幸している。『史記』秦始皇本紀に「春、二世東行郡臬、李斯從。到碭石、並海、南至会稽」とあり、まずは、渤海湾に面した北方の碭石に行き、そこから「並海」して、南へ行き会稽へと至ったという。この「並海」のルートは少なくとも渤海湾から山東半島北部を巡り、琅邪に至るまでは山東半島の海港を結ぶように南下したと考えられる。琅邪から南へ航行する場合には、蘇馬湾刻石のある入り江を經由した可能性はある。その後海上ルートを経たのか、内陸運河ルートを使ったのかはわからない。海上ルート、内陸運河ルートの詳細は『史記』記載だけではわからない。

##### 『水経注』淮水注の記載から

内陸運河ルートについては、北魏時代の『水経注』の記述から、もう少し詳細な經由地がわかる。『水経注』は河川の流れを水系ごとにとまとめた史料である。そのため、全体として人やモノが行き交う運河として使われたのかははっきり書かれてはいない。しかし、以下の『水経注』卷三十淮水注の長江流域から淮河を経て胸臬へ至る記述は、水運としての利用が十分考えられる内容である。関連する記述をまとめると以下の通り。

①の中瀋水は、長江・江都から淮水・淮陰を結ぶルートである。ほぼ、のちの京杭大運河の長江・淮河のルートである。広陵郡江都は現在の揚州市で、長江の北岸、前述の始皇帝の巡幸の際、長江を渡った江乗のほぼ対岸にあたる。中瀋水は江都から北上し、射陽湖・武広湖・陸陽湖・樊梁湖といった巨大な湖を結ぶように流れ、淮水に入り、淮陰（現在の淮安市）へと至る。そこから淮水を下り、淮浦（現在の漣水市）に至り、そこから②の游水に入り、北上し、胸臬に至る。その後、游水は利成県・羽山・祝其・贛楡県等を経て黄海に出る。すなわち、『水経注』の記述から（長江）↓江都↓（中瀋水）↓淮陰↓（淮水）↓淮浦↓（游水）↓胸臬↓（黄海）という内陸運河の水上ルートが想定できる。中瀋水はいわゆる邗溝を

①中瀋水 『水経注』卷三十淮水注

（淮陰） 具有中瀋水。（中瀋水） 首受江于広陵郡之江都県。 県城臨江。 自江東北通射陽湖。 中瀋水自広陵北出武広湖東、陸陽湖西。 二湖東西相直五里、水出其間、下注樊梁湖。 旧道東北出、至博芝・射陽二湖。 西北出夾邪、乃至山陽矣。 中瀋水又東、謂之山陽浦、又東入淮、謂之山陽口者也。

②游水 『水経注』卷三十淮水注

淮水逕（淮浦） 臬故城東。 淮水于臬枝分、北為游水。 歴胸臬與流合。 又逕胸山西。 山側有胸臬故城。 東北海中有大洲、謂之郁洲。 游水又北逕東海利成臬故城東、故利郷也。 游水又北、歴羽山西。 游水又北逕祝其故城西。 臬之東有夾口浦。 游水左逕琅邪即丘臬故城西。 游水又東北逕贛楡県北、東側巨海、有『秦始皇碑』在山上、游水又東北逕郟故城南。 游水東北入海。

もとに開削されたルートと考えるならば、このルートは秦代にも存在しており、始皇帝の巡幸でも利用されたに違いない。このように、内陸運河ルートの存在は、胸臬が内陸運河ルートと海上ルートの結節点となることを意味している。游水を経由する内陸運河ルートの場合、その航路上には東連島が乗らないので、その場合には、内陸運河から胸臬の北で海に出る船にはふたつの刻石は無関係になる。内陸運河を行く船は胸臬そのものを通ることとなり、胸臬と柜県の境界を知る必要がなかったと考えられる。

円仁『入唐求法巡礼行記』の記載から

では、より具体的な胸臬における船舶航行の実状を知るために、日本人入唐僧・円仁の『入唐求法巡礼行記』の記載からその行程・航路を確認しておきたい。円仁は胸臬（海州）を四回にわたって通過している。唐代の史料になるが、これ以前にこれほど詳細な記録はなく、ふたつの刻石の立石から八百年近く時間が経っていても、胸山（錦屏山）から雲台山、そして東西連島の地理環境はほとんど変化していないと思われるため、大いに参考となる。

①唐・開成四年（八三九年） 揚州↓高郵・宝応・山陽↓楚州↓淮口↓海口↓東海山↓胡洪島↓密州大珠山

八三八年（日本・承和五年、唐・開成三年）六月二日に博多を出発した円仁はその年の七月三日に掘港（現在の江蘇省如皋県東か）から大陸へと上陸する。その後、揚州へと至るが、そこで天台山入山の勅許を得るため、翌年八三九年二月二日まで、揚州開元寺に滞在する。その後、揚州から運河を北上し、高郵、宝応、山陽を経て楚州（現在の江蘇省淮安市）に至る。楚州で長安から帰還し

た遣唐使と合流したが、円仁の入天台山の勅許を得ることができなかったことを知らされる。そこで、円仁は遣唐使とともに、新羅船に乗り、海州へと向かう。その行程は次のように記されている。

三月二十九日、平明、九箇の船は帆を懸けて発して行く。卯後、淮口より出て海口に至り、北を指して直行す。送客軍將は浪很

(はなは)だ高きに縁りて相隨うを得ず。水手稻益は便船に駕して海州に向かって去(ゆ)けり。東・南方を望見すれば、大海は玄遠なり。西北より始まり山嶋は相連なる。即ち是、海州管内の東極なり。申時、海州管内東海東海山の東辺に到り、澳に入つて停往す。澳より東近くに胡洪島あり。南風は切りに吹きて、動揺すること喩うるにもなし。其の東海山は純ら高石重巖、海に臨んで嶮峻なり。松樹は麗美にして、甚だ愛恰すべし。此の山頭より陸路ありて東海県に到る百里の程なり。

この行程を見ると、楚州(淮安市)↓淮口↓海口↓(北行)↓(東南方は大海)↓(西北)山嶋↓東海山東辺、澳(入江)↓(東)胡洪島という交通路が見える。海口から東海山へは外海すなわち黄海を北へ進む。そのため、波は高く、東南は高大な海が広がっている。西北は郁州・東西連島の「山嶋が相い連なる」状態であるという。

東海山から内陸の東海県へは百里とあり、おおよそ東海山は北雲台山の位置にあることになる。北雲台山の東南には宿城郷(高公島)<sup>(29)</sup>の入り江が澳の候補として考えられる。その東にある「胡洪島」は東連山ということになる。<sup>(30)</sup>

このち五日間にわたり船団は東海山の東辺に滞留し、日本への渡海の方針を議したが、円仁は離脱する。船団は次の停泊港として

密州大珠山を目指していた。大珠山は琅邪台の北に位置する。つまり、胸島の北の次の海港は琅邪であると唐代の人々も考えたのである。ここでも東海山の東にいた船は、胡洪島(東西連島)を経由して北上したと考えられるから、羊高頭刻石の前を通ったことであろう。

②会昌五年(八四五年) 揚州↓高郵・宝応↓楚州↓漣水↓海州・胸島↓(陸路)↓懷仁県・密州・登州・文登県↓赤山法華院

①から六年後、円仁は帰国するため五月一日に長安を発し、洛陽・汴州を経て東行した。しかし、六月二三日に淮水沿岸の盱眙にて足止めされ、揚州へと送られた。その後、再び運河に沿って北上し、高郵・宝応を経て七月三日に楚州に到着した。そこで、登州への通送が決まり、楚州から漣水へ至り、新羅人の崔十二郎の手配で、船を雇った。六日間かけて、七月一五日には、海州に到着し、胸山県に入り、暫くここに停泊することを要請した。漣水から胸山県に至る水路は、新羅人手配の船に乗っていることなどから考えれば、海上ルートを上した可能性は高い。さて、円仁は、翌日、海州から日本へ帰国したいと州刺史に申し出たが、許可は下りず、登州へと通送されることとなる。陸路で懷仁県から密州、そして登州、文登県に至り、そこで、赤山法華院に逗留することとなる。

③会昌七年(八四七年)五月 赤山法華院↓(陸路)↓密州諸城県大珠山駁馬浦↓琅瑯台・齋堂島↓海州界東海山田湾浦↓海中鐘脚島↓東海山↓淮水↓楚州

赤山法華院に滞在して一年半、日本への帰国を様々、試みたがかなわず、南の明州(現在の寧波)へと向かうことになった。八四七

年、閏三月二日（一二日か）に赤山を出発し、同一七日に陸路で密州諸城大珠山駁馬浦に至る。そこで新羅人陳忠の船に乗せてもらい、海へと出る。五月九日、大珠山から琅邪台に至り、風待ちのため、琅邪台と齋堂島の間で碇を降ろし、四日間、停泊した。一三日夜に出発し、海州へと向かう。以下、海州附近の日ごとの記述である。

十四日、黄昏、海州界東海山田湾浦に到り、船を泊して風を候つ。  
十八日、発す。中路に到り、風変じて、定まりなし。飄流するごと終日、竟夜す。

十九日、飄つて海中鐘脚島の辺に到り、船を泊す。艱苦なり。

二十日、東北風を得たり。此の夜三更ならんと欲し、却つて東海山に到つて夜を過ぐす。

二十四日 早く発す。三更、淮水の海に到つて住まる。逆風、猛浪に縁り、淮水に入るを得ず、路糧は尽き果て栖屑（疲れ）極まりなし。

六月一日、風波稍静かに潮に趁いて漸く（淮水に）入る

琅邪の次の停泊地は東海山田湾浦である。田湾は現在の雲台山の東南、高公島風景区の南に田湾の地名が見られる。現在は埋め立てられているが、もとは、入り江の港湾地形であった。ここで五日間も風待ちをし、出発し、中路（海中路か）を航行中、風が変わり、漂流し、海中鐘脚島に至った。海中の鐘脚島について、小野は竹島付近の小島とするが、東連島と考えることも可能だろう。蘇馬湾で風待ちをすることもできる。そして、東北からの風を得て、南下を試み、東海山に至り、そこから外海を南下し（「淮水の海」とある）、

八日間かけてようやく淮水に入るというルートである。外海は風の影響を受けることがこの記述でよく理解できるとともに、風待ちの入り江（湾）の存在が重要である。

④会昌七年（八四七年）六月

楚州↓（海州を通過？）↓牢山・田横嶋↓乳山長淮浦↓登州

③の行程で南下した巴仁は六月五日楚州に至ったが、すでに明州から日本に向かう船は出発してしまったため、新たに蘇州から唐人江長・新羅人の金珍らが日本に向けて船を出し、山東半島の牢山に在るとの情報を得て、再び、北上することとなる。六月一八日に楚州で新羅坊の王可昌の船に乗り、一六日には牢山を経て、田横嶋（即墨県東）では風信（追い風）を待ち一五日間停泊し、乳山長淮浦（海陽県）を経て、七月二日に登州に至っている。

海州を経由しなければ楚州から牢山に至ることはできないので、通過したと思われるが、その記述はない。田横嶋では風信（追い風）がなく一五日間停泊したという。

以上、『巡礼行記』の海州（胸臬）とかかわる記述を見ると、入り江での風待ちの様子、航行ルートについて詳細な情報がかかれていた。①②④は北上ルート、③は南下ルートである。総じて、（長江）↓揚州↓（大運河）↓楚州・漣水↓（淮水）↓（黄海）↓海州（胸臬）↓琅邪・密州大珠山というルートをとる。注目すべき点は二つ。ひとつ目は①④いずれも楚州・漣水・大珠山駁馬浦で新羅人の手配した船に乗っていることである。これは、朝鮮半島と大陸を結ぶ海上航行が可能な船に搭乗したことを意味している。新羅船の存在は、游水の内陸運河ルートではなく、海上ルートの一般化を

写真6 蘇馬湾から東連山の山系を臨む（二〇一六年筆者撮影）



生みだしたと考えられる。海上ルートで胸県付近を航行する際には、北上・南下ルートともに東連島の北を航行することになる。ふたつ目は、海州（胸県）付近で風待ちの記事が多い点である。①では東海山東辺の澳（入江）、③では東海山田湾浦・海中錨脚島・東海山で長く停泊している。海上に島が連なる環境は船が風待ちのために停泊が可能な入り江が多いことを意味する。複雑な地形の海域を多くの船が航行している中で、各船にとって、自分たちが今どこにいるのかを示す航路標識は不可欠である。

さて、本稿が目的とする二つの刻石の問題に立ち返りたい。なぜ二つの刻石が同じ島の二km離れた場所に造られたのか。ふたつの刻石の位置は、蘇馬湾刻石は蘇馬湾という入江（現在は砂浜になっている）の東南岸の海拔5mの場所に海に面して西北向きに配列されている。羊窩頭刻石は東連島の東北角の灯塔山羊窩頭の断崖の下、海拔8mの位置にあり、海の方向である東北向きに置かれている。前述したように、当時の海面は今よりも2m程高かったと考えられるが、両刻石とも、海面の上にあることになる。もし、これらの刻石が従前の研究のように、単に東海郡と琅邪郡の境界を示すのであれば、海側に向いているのではなく、陸側に向かって刻文が示されているべきと思われる。しかし、二つの刻石はともに海に向けて建てられている。刻文は誰に対してのメッセージであったのか。それは、海を航行する船に乗った人が、見るために置かれた刻石、すなわち航路標識として建てられたのではないだろうか。蘇馬湾刻石は蘇馬湾の入り江に西北向きに設置され、山東半島の琅邪から秦山島を経て、南下する船が風待ちでこの入り江に停泊し、この刻石を

確認する位置にあると言える。それに対して、羊窩頭刻石は東連島の突端の羊窩頭から海に向けて設置され、東南もしくは南から北上した船がここを航行して左手に見る位置にある。この刻石より先の海の中には島はなく、この刻石のある島に沿って行くことを示している。そこで、船乗りは自分たちが、東海郡域から琅邪郡域へ、琅邪郡域から東海郡域へと入ることを確認した指標であったにちがいない。ただ、問題なのは、刻石は十分に大きなものではなく、船からはその文字を目視してわかるような字ではないことである。そこで、蘇馬湾刻石の背後を見ると、突出した山があることに気付く。標高三三〇mの東連山の山頂は、琅邪から南下した船からはよく見える。この山を航路標識として航行し、蘇馬湾で休息や風待ちをし、刻石で自分たちのいる位置を確認したのではないだろうか。一方、羊窩頭刻石は海に面した岩場にあるが、その背後には蘇馬湾から見えた標高三三〇mの東連山がそびえてみえる。こちらも、南から来た船人が、山を見て、近づき、刻石を確認した可能性を考えてよいだろう。

### おわりに

以上で本稿の検討を終えたい。本稿の結論を簡単にまとめると以下のようになる。

連雲港市の東連島の北側で発見された二つの刻石、すなわち「蘇馬湾刻石」「羊窩頭刻石」は、その刻文から新代の東海郡朐県と琅邪郡朐県の境界を示す界域刻石であった。ただし、その二つの刻石は2kmしか離れておらず、ともに海に向かって刻文を示していた。

なぜ、二つの刻石がこの島に置かれたのか。漢代には朐県・朐山の東に海岸線があり、現在の花果山・中雲台山・北雲台山、そして刻石のある東連島までの間は、複数の島が東北方向に連なる「列島」となっていた。そこは、山東半島と長江流域を結ぶ水の道の重要拠点であった。南北の航行ルートには内陸運河ルートと海上ルートがあったが、刻石の北を航行するのは海上ルートであった。海上交通にとって風は重要な原動力であり、時には、脅威でもあった。風を待ち、風を避ける場としての入り江は不可欠であり、まさにこの密集した島々には良好な入り江が存在した。東連島の標高三三〇mの頂きは琅邪から南下した船を蘇馬湾に、淮河河口から海岸沿いに北上した船を羊窩頭へと引き寄せる視覚効果を有していた。多くの島が点在する海域で、刻石を見ることにより、船は現在の自分たちの位置を確認し、また、陸上に上がった場合の郡域についての情報も得ることができた。すなわち、二つの「東海琅邪郡界域刻石」は海上を航行する船のためにつくられたと言えるのである。

### 註

(1) 尹湾漢墓簡牘は前漢末の成帝元延二年(前一二年)以前の資料「蘇馬湾刻石」は莽新の始建国四年(後一二年)の紀年を有する。また、『漢書』地理志は平帝元始二年(紀元後二年)、『後漢書』郡国志は永和五年(二四〇年)の戸口統計が書かれており、漢代の伝世史料・石刻史料・簡牘史料がそろった場所ということになる。

(2) 尹湾漢墓簡牘については、連雲港市博物館・中国社会科学院簡帛研究中心・東海県博物館・中国文物研究所『尹湾漢墓簡牘』中華書局、一九九七年、連雲港市博物館ほか『蘇馬湾連雲港・揚州新出土簡牘選』、毎日新聞

社、二〇〇〇年、および、張頌成・周群麗撰『尹湾漢墓簡牘校理』天津古籍出版社、二〇一一年のほか、国内外で多くの論考が刊行されている。

(3) 連雲港市文管会弁公室・連雲港市博物館「連雲港市東連島東海琅邪郡界域刻石調査報告」『文物』二〇〇一年八期。

(4) 前掲注(3) 連雲港市文管会弁公室ほか論文では、柜県と胸県が陸地において境界を接していないことから、この刻石を「海疆境域刻石」とするが、本稿では後述するように、柜県そのものの位置を移動させるべきと考えている。

(5) 鶴間和幸「秦帝国の形成と東方世界―始皇帝の東方巡狩経路の調査をふまえて」『茨城大学教養部紀要』二五号、一九九三年(のち、『秦帝国の形成と地域』汲古書院、二〇一三年所収)。なお、この論文は一九九一年九月二日から一〇月四日までにおこなわれた斉魯地域の現地調査に基づいている。この調査については、鶴間氏と同行した周振鶴による「秦始皇東巡探踪」(『随無涯之旅』生活・読書・新知三聯書店、一九九六年)もある。

(6) 佐竹靖彦「所謂郡界刻石と漢代の領域編成」『中国古代の田制と邑制』岩波書店、二〇〇六年

(7) 釈文の確定にあたっては、劉鳳桂・丁義珍「連雲港市西漢界域刻石の発現」『東南文化』一九九一年一期、周錦屏「連島西漢界域刻石及其書法価値」『書法叢刊』一九九七年四期、徐玉立「漢碑全集」河南美術出版社、二〇〇六年、毛遠明校注『漢魏六朝碑刻校注』第一冊(中国石刻文献研究叢刊、線装書局、二〇〇八年(二)一三三頁)、連雲港市重点文物保護研究所「連雲港石刻調査与研究」上海古籍出版社、二〇一五年、連雲港市重点文物保護研究所「石上墨韻―連雲港石刻拓片精選」上海古籍出版、二〇一二年(三十二頁、蘇馬灣刻石のみ著録)を参照した。

(8) 「琅邪」は史料によって「琅琊」「瑯邪」等の表記が見られる。『史記』『漢書』ではほとんどが「琅邪」であるが、『史記』漢興以來諸侯王年表には「琅琊」、「漢書」高惠高后文功臣表・管陵侯劉澤には「瑯邪王」とある。『後漢書』は「琅邪」のみで「瑯邪」「琅琊」は見られない。黄河の治水で

有名な王景伝にも、その祖先は「本琅邪不其人」とある。ただ、『東観漢記』逢明伝に「逢明隱琅琊之勞山」とあり、『後漢書』逢明伝には「及光武即位、乃之琅邪勞山」とある)、このほか後漢時代に成立したと考えられる『論衡』風俗通義『列仙伝』には「琅琊」の語がある。『呉越春秋』『越絶書』には「琅琊」「琅邪」両方の表記がある。『三国志』では魏志・臧覇伝に「太祖以覇為琅邪相」とあるとともに、魏志・武帝紀建安十年には「割東海之襄贛・郟・戚以益瑯邪、省昌慮郡」のように「瑯邪」も見える。このように考えると伝世文献では、前漢代に関する表記は「琅邪」がほとんどで、後漢・三国時代になると「琅邪」のほか「琅琊」「瑯邪」とも書かれることが増える想定できる。出土史料では、漢印に「琅邪尉丞」、尹湾漢墓漢簡の東海郡下轄長吏名籍に「琅邪諸士宣」「琅邪柔侯國王謹」、名謁に「琅邪太守賢迫秉職不得離國謹遣吏奉謁再拜」とあり、いずれも「琅邪」である。新代のものと考えられる本刻石も拓本の「邪」には王偏は見られない。なお、唐代の『入唐求法巡礼行記』では琅琊とある。

(9) 譚其驥主編『中国歴史地図集 第二冊(秦・西漢・東漢時期)』地図出版社、一九八二年。

(10) 『後漢書』郡国志北海郡柜県の校注には『集解』引銭大昕説、謂「拒」当作「挺」。『宋書』州郡志注「挺令、前漢属膠東、後漢属北海。或以琅邪之柜当之、琅邪之柜從木不從手、志不言故属琅邪、字形偏旁亦異、故知非也。王先謙謂錢説是、今按改。」とある。

(11) 上掲注(9)『中国歴史地図集』の前漢・後漢の地図ではともに、漢代の贛榆県を胸県の北、現在の贛榆区よりも二五kmほど北の柘汪区に比定している。これは『水経注図』によるとと思われる。贛榆県も柜県も前漢代には琅邪郡に属しており、胸県・柜県・贛榆と南北に配列し、胸県・柜県の間には郡界があっても問題はない。現在の贛榆区もしくはその内陸に柜県があったと考えることは可能であろう。そもそも、『水経注』にあるように、游水が胸県を過ぎて、内陸へと北行することは高低差を考慮しても、不可能と言わざるをえない。他の河川の流れと混同している可能性があるだ

- ろう。
- (12) 紙屋正和「王莽期の地方行政」『福岡大学人文論叢』三十八巻四号、二〇〇七年
- (13) なお、佐竹注(6)前掲論文では「頂」を「陌」と解し、胸臬と柜臬の間には東西に高まった区画があると考える。
- (14) 『水経注』引『漢書』地理志は東南とある。『水経注疏』で楊守敬は羽山がいまの海州の西北に在りとする
- (15) 小嶋茂穂「漢代国家統治の構造と展開」『第Ⅱ部第一章漢代における州・刺史制度の成立とその展開』(汲古書院、二〇〇九年)ほか参照。
- (16) 前掲注(12)紙屋論文参照。
- (17) 前掲注(3)連雲港市文管会弁公室ほか論文は「胸北界盡」と読み、この刻石が胸臬の北の境界であると解釈し、これによって胸臬の東・西・南・北の境界が示されていると考えている。
- (18) 恵多谷雅弘・鶴間和幸・中野良志・村松弘一・小林次雄・吉田愛・福島恵「多衛星データを用いた秦帝国の空間的考察」『学習院大学国際研究教育機構研究年報』三号、二〇一七年および恵多谷雅弘・鶴間和幸・村松弘一・福島恵・中野良志・段宇「衛星リモートセンシングデータと歴史資料を用いた秦東門考察」『太平寰宇記』を中心に「学習院大学国際研究教育機構研究年報」四号、二〇一八年
- (19) 連雲港市重点文物保護研究所『石上墨韻—連雲港石刻拓片精選』上海古籍出版、二〇一三年参照
- (20) 東海廟碑の位置については、前掲注(18)恵多谷ら論文(二〇一八年参照)。
- (21) 連雲港市重点文物保護研究所『連雲港石刻調査与研究』上海古籍出版社、二〇一五年
- (22) 『海州直隸州志』嘉慶十六年(一八一一年)刊(中国方志叢書)
- (23) FoodMap SWEBサイトは <http://foodfire.net/> を参照(二〇一〇年九月二〇日確認)。

- (24) 前掲注(18)恵多谷ら論文参照
- (25) 『山東通志』乾隆元年刊(四庫全書)
- (26) 始皇帝の巡幸については前掲注(5)鶴間論文など参照。
- (27) 邗溝については水野卓「春秋邗溝考」および青木俊介「漢代における東アジア海文明の萌芽と邗溝の役割」、ともに鶴間和幸・葛劍雄編『東アジア文明の歴史と環境』東方書店、二〇一三年ほかがある。
- (28) 以下、本稿の円仁『入唐求法巡礼行記』テキストおよび翻訳は、足立喜六訳注・塩入良道補注(円仁)『入唐求法巡礼行記』東洋文庫(平凡社、一九七〇年)に基づいている。また、小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』鈴木學術財団、一九六四年〜一九六九年(のち、法蔵館、一九八九年、復刊)、エドウィン・O. ライシャワー『円仁 唐代中国への旅』『入唐求法巡礼行記』の研究(田村完誓訳、原書房、一九八四年(のち、講談社學術文庫、一九九九年、復刊)等も参照した。なお、近年の日中共同研究成果として、葛継勇・河野保博『入唐僧の求法巡礼と唐代交通』大樟樹出版社合同会社、二〇一九年がある。
- (29) 小野本注は東海山を雲台山に比定する。ただし、当時の雲台山は陸路で東海山とはつながっておらず、胸山と混同している可能性も考えられる。
- (30) 西連島の鷹遊山という説(足立、ライシャワー)と雲台山の東方の高島とする説(小野本注)がある。

※本論文は科学研究費基盤研究(B)(研究課題番号19H01359)「多地域での遺跡探査を可能とする衛星データの応用に関する研究」(研究代表者…恵多谷雅弘、研究分担者…鶴間和幸・村松弘一ほか)の研究成果である。

追記・本稿の執筆にあたって

本号は鶴間和幸先生のご退職の特集号であると聞いている。その特別号に際して、どうしてもこの論文を投稿させていただきたいと考えていた。本稿でとりあげた連雲港の郡界域刻石のことを初めて知ったのは、約三十年前、一九九一年の一〇月のことであった。当時、私は慶應義塾大学の二年生で、茨城大学から非常勤講師として来てくださった鶴間先生が東洋史特殊の授業のなかでお話ししてくださったのである。先生はその夏、復旦大学の周振鶴先生とともに、秦の始皇帝の東方巡幸をテーマとした山東半島のフィールドワークをなさり、帰国直後に調査で得た情報や旅の話を学部学生にしてくださいました。それはまさに古代史研究とフィールド調査の醍醐味を十九歳の私に感じさせてくださった瞬間でもあった。このち、鶴間先生は学習院大学に着任され、私も博士後期課程の学生として学習院大学へ入学した。陝北、内モンゴル、黄河下流、長安、鄭国渠、韓國鬱陵島、エジプトのギザ・アレクサンドリアなど、実に多くの場所に行き、研究の場に参加させていただいた。鶴間史学がどうあるかを問われれば、伝世文獻・出土文字資料・考古資料・周辺科学の成果（リモートセンシングデータ等）を徹底的に集め、整理して、現場を歩き、複合的に分析するという手法なのだと思っている。その継承者の一人として、今後は共同研究の拠点を他所に移しつつも、鶴間先生の周りに集まる研究者とともに学び続けたいと本稿の執筆を通じて思いを新たにしました。